

日本労働組合総連合会岩手県連合会
花巻北上地域協議会
議長 及川 巧 様

花巻市長 上田 東 一



「2019年度政策・制度要求と提言」の要請について（回答）
日頃より、市政の運営に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
平成30年11月7日に要請いただいた件について、次のとおり回答いたします。

1. 労働者施策について

- (1) 企業誘致、中小企業や地場産業の育成を図り、雇用の創設、拡大を図るとともに、雇用の安定、労働環境・労働者福祉の改善整備に努めること。

雇用の確保は、本市の重要課題の一つとして受け止めておりますが、今後もより多くの就職機会を創出するため多様な分野の企業誘致を展開するほか、市内事業所や地場産業に対し、企業力の向上や課題解決に資する各種支援などを行ってまいります。

また、これらの活動・支援などに加え、市内事業所の雇用の安定や労働環境・労働者福祉の改善などに関係機関と連携して積極的に取り組み、労働者にとっても魅力ある花巻市となるよう目指してまいります。

- (2) 低賃金や最低賃金引上げに向けた国の助成制度などの中小企業支援策について、地元企業に周知徹底し、給与所得の向上を図ること。

また、市内事業所に対し最低賃金の周知・徹底を図ること。

最低賃金の引き上げにかかる国の各種支援施策に関係機関と連携して周知するなど、市内事業所に勤務される方々の給与所得向上に向けて取り組んでまいります。

また、最低賃金の周知については、「広報はなまき」への掲載を通じ、市内事業所へ周知を行っているところですが、今後も関係機関と連携し、いっそうの周知を徹底してまいります。

担当部長：商工観光部長 松田英基

担 当：商工労政課長 古川昌（内線 285）

- (3) 国、県では産業振興、福祉・保健・医療等に関する各種審議会に労働者代表を参加させているので、花巻市においても労働者の声を市政に反映させるため、各種審議会等に（継続して）労働者代表を参加させること。

審議会等の委員の選任にあつては、設置目的を考慮し、広く市民各界各層から選任することとしており、それぞれの審議会等において当該制度の利用者や市民からの公募を行うなど広くご意見をいただけるよう配慮しております。

なお、花巻市特別職報酬等審議会及び花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議では労働者代表に委員をお願いしております。

今後も広く市民の方のご意見を聴取するよう努めてまいります。

担当部長：総合政策部長 市村律

担 当：人事課長 佐々木正晴（内線 423）

- (4) 東北労働金庫は、県内の多くの自治体と「自治体等提携融資制度」(協調倍率制度)を創設し、労働者への低利な融資を行うことにより生活の安定と福祉向上を図っているが、融資種類の拡大や住民への周知を図ること。

本市の自治体等提携融資制度は、生活安定資金、住宅資金、教育資金の3つのメニューで運用されておりますが、今後、労働者や市中の資金需要の把握に務めるとともに、他自治体の例を参考にしながら幅広く検討を行ってまいります。

- (5) 地域での人材確保(育成)に向け、地域企業と連携し小・中・高校生への工場見学を推奨するなど、地域企業への就職の方策を検討すること。

今年度、大学生・専門学校生が市内事業所へのインターンシップに要する交通費・宿泊費を助成する制度を新たに創設したほか、県内大学・専門学校生向けの市内事業所見学会や市内高校生向けの市内事業所説明会の実施を通じ、市内事業所の人材不足解消に向けた取り組みを強化しておりますが、今後も関係機関や市内事業所との連携・協働を図りながら、市内事業所へ一人でも多く人材を確保できるよう取り組んでまいります。

- (6) 人材不足が深刻化する中、育児介護等様々な理由から長時間働けない人や、健康で働く意欲のある高齢者も少なくないことからプチ勤務(超短時間勤務)の環境整備を各企業や関係団体と連携し、労働力確保及び多様な人材活用の取り組みを推進すること。

花巻管内の雇用情勢は、有効求人倍率の高止まりにより人材不足の状況が続いておりますが、関係機関と連携した人材確保に向けた取り組みを通じ、市内事業所への雇用確保や拡大に努めてまいります。

また、今年度、スモールビジネスの体験セミナーや講座の開催を行うなど、多様な働き方に呼応した取り組みを行っておりますが、今後も先進事例などを参考に、市民のニーズにマッチする働き方を検討してまいります。

- (7) 第4次産業革命と呼ばれるIoT(Internet of Things)、AI(人工知能)、ロボット工学など技術革新が起きつつある中で、この動きに遅れることがないように中小地場企業に対し様々な支援を講ずること。

IoT、AI、ロボット工学をはじめとする先進・先端分野は、ご承知のとおり目まぐるしい速さで日々進歩を遂げておりますが、その恩恵を市内事業所が十分に享受できるよう、起業化支援センターのコーディネーターの企業訪問などによる現況把握や国・県などの各種補助メニューへの申請に対する支援のほか、関係機関・企業との情報交換、連携・協働を積極的に推進してまいります。

また、本市の成長分野参入促進事業において、これらの分野を支援対象に事業を展開しているほか、各分野で先進的な事業を展開する企業や技術者を招聘した講演会・セミナーなどを企画し、市内事業所へこれらの分野への興味や取り組みを誘発する契機となるよう努めてまいります。

担当部長：商工観光部長 松田英基

担 当：商工労政課長 古川昌(内線 285)

2. 社会福祉、保健医療の拡充について

- (1) 生活困窮者対策については、自治体によって実施方法・内容に差があるが、任意事業である就労準備支援・一時生活支援・家計相談支援・学習支援の各事業を積極的に実施するよう体制を強化すること。

当市では、生活困窮者自立支援法施行以前の平成 25 年 10 月から県内でもいち早く「生活困窮者自立支援モデル事業」を実施しており、関係機関等と一体となって生活困窮者の自立に向けた総合的、包括的な支援を実施しております。現在、当市においては、必須事業の「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」、任意事業の「家計改善支援事業」、「就労準備支援事業」及び「子どもの学習支援事業」を実施しています。（「自立相談支援事業」、家計改善支援事業」及び「就労準備支援事業」は社会福祉協議会への事業委託）

また、平成 26 年度より市役所内に社会福祉協議会分室を設け、当該事業の窓口の設置、支援員の配置により、庁内関係部署等との連携が図りやすい体制整備に努めております。

- (2) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援については、児童福祉担当課、教育委員会、生活困窮者対策部門、母子保健担当課等が連携して取り組むよう体制を強化すること。

本市における相談体制として、市担当課内に婦人相談員と家庭相談員を配置して、生活や子育ての悩みを抱える方々からの相談に対応するとともに、ひとり親世帯等への支援制度の情報提供を行っております。

また、市が花巻市社会福祉協議会に事業委託している生活困窮者自立支援事業の自立相談支援員や家計相談支援員をはじめとして、県南広域振興局花巻保健福祉環境センターの母子・父子自立支援員や岩手県福祉総合相談センターの婦人相談員とも連携して相談支援に対応しております。

さらに、平成 28 年度からは、土・日曜日の女性相談、月 1 回の女性弁護士による女性相談を NPO 法人に事業委託し、より相談しやすい環境づくりに努めているところであり、今後とも関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援を行ってまいります。

- (3) いわゆる「子ども食堂」を実施する団体等に対する支援を強化するとともに、実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。

本市における「子ども食堂」の開催状況については、本年 5 月より花巻ロータリークラブが主催し、子どもの居場所づくり、孤食の解消を目的とした「ぬくまる食堂」が本格開催されております。

当市といたしましては、今後も民間の活動と一体となりながら、新規開設を希望する団体への情報提供を行うなど適切な対応を行ってまいります。

- (4) 県内でも児童虐待に関する痛ましい事件が発生していることから、改正児童福祉法で市町村の役割とされた子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会への専門職員の配置等、子どもを守る体制を強化すること。

当市では平成 29 年度より健康づくり課内に子育て世代包括支援センターを設置しており、保健師等の専門職により妊娠期から子育て期にわたる支援の中で、家庭相談員や関係機関との連携を図りながら包括的な切れ目のない支援を行っています。

また、地域福祉課内に設置している家庭児童相談室では、3 名の家庭相談員が児童虐待など児童の養護に関する相談のほか児童の福祉に関する相談をお受けし、助言指導や個別に支援を行っています。（平成 29 年度から家庭相談員を 2 名から 3 名体制としている。）

平成 18 年からは花巻市要保護児童対策地域協議会を設置し、構成員として保健医療、警察・司法、人権擁護、教育、児童福祉分野から委員を選出いただき、要保護児童対策や児童相談所及び当市における児童相談の受理状況などの情報共有を図り、各機関の役割分担や連携支援について協議、検討を行っております。協議会は代表者会議（年 1 回開催）と実務者会議（年 5 回開催）に区分され、実務者会議では個別ケースについて、

より細やかな情報共有を行いケースの処遇について検討を行うとともに、特に児童虐待の対応については必要に応じて個別ケース検討会議を随時開催し、的確な支援に努めております。

担当部長：健康福祉部長 熊谷嘉哉
担 当：地域福祉課長 瀬川文彦（内線 509）

- (5) 介護サービスや障がい者支援サービスを必要としている人、家族が相談しやすい体制を拡充するとともに、「地域包括ケアシステム」の推進等、適切なサービスが受けられるよう提供体制を整備すること。

（介護サービス）

介護サービスなどの支援が必要な方やその家族の相談に対応するため、平成 26 年度より市役所内に花巻中央包括支援センターを移設し、市と包括支援センターが連携した相談支援体制の充実に努めております。

また、地域包括ケアシステムの推進については、医療、介護、福祉の関係者により、在宅医療介護連携に係る課題を協議し解決に向けた試行を重ねているほか、地域の課題や解決策を検討する地域ケア会議において住民や関係機関と情報を共有しながら、体制整備を進めているところです。

担当部長：健康福祉部長 熊谷嘉哉
担 当：長寿福祉課長 佐藤拓史（内線 595）

（障がい福祉サービス）

障がい福祉サービスを必要としている方に対しては、相談支援事業所の相談支援専門員、障がい福祉サービス事業所担当者等関係機関と市担当が連携し、ご本人・ご家族の意向をお聞きしたうえで、ご本人に必要なサービスが受けられるよう支援してまいります。

担当部長：健康福祉部長 熊谷嘉哉
担 当：障がい福祉課長 永田有紀子（内線 502）

- (6) 地元で適切な医療が受けられるよう医師確保に努めること。

医師確保に関しては、地域医療を継続して維持していくために最も重要な課題の一つですが、首都圏などへの医師の流出などによる地域偏在を考慮すると、花巻市が単独で医師確保対策を行うのではなく、やはり全県の取り組みとして取り組むことが効果的で有効だと考えております。

岩手県内では、医学生に対して 3 つの修学資金貸付制度を設けており、県立病院や市町村立病院を中心に、平成 28 年度から貸付制度による養成医師の配置が始まっています。

花巻市は、3 つの修学資金貸付制度のうち県内全市町村が負担して岩手県国民健康保険団体連合会が実施する市町村医師養成事業に参加しており、引き続き事業執行の支援に努めてまいります。

また、市内の民間病院の例では、人材紹介会社の医師紹介サービスを利用して人材紹介を受けているなど事業者自らの医師確保に取り組んでおり、市としても関係機関と連携しながら医師確保に努めてまいります。

担当部長：健康福祉部長 熊谷嘉哉
担 当：地域医療対策室長 高橋久雄（内線 526）

- (7) 人材難が叫ばれている医療・介護・保育関係職員の処遇改善、勤務環境の改善を図るため、処遇改善加算等制度の活用を事業者にも周知徹底すること。

（介護）

介護職員の処遇の向上や人材確保、職場への定着を図るために、事業所に対して処遇改善加算制度の周知を行うとともに、各事業所の状況の把握を行い、処遇改善に取り組んでいただくよう働きかけてまいります。

また、関係機関と連携し、事業所への集団指導会などの機会を通じて労働基準関係法令の周知に努めてまいります。

担当部長：健康福祉部長 熊谷嘉哉
担 当：長寿福祉課長 佐藤拓史（内線 595）

（医療）

医療関係職員への処遇改善等に関しては、診療報酬の加算がありますことから診療報酬改定時などにおいて周知されているものと考えております。また、岩手県では医師等の勤務環境に関する取り組みを県公式ホームページで公表し、県内の医療施設など必要に応じて情報提供しているとのことであり、広く周知されているものと認識しています。

担当部長：健康福祉部長 熊谷嘉哉
担 当：地域医療対策室長 高橋久雄（内線 526）

（保育）

処遇改善加算制度については、市内全ての認可保育所等において申請しているところです。今後も、適宜国の補助金などについて周知を図ってまいります。

担当部長：教育部長 布臺一郎
担 当：こども課長 今井岳彦（内線 9-30-341）

3. 教育の拡充について

- (1) 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「給付型奨学金」「無利子奨学金」について創設、適用条件等の拡大を図ること。

現在貸与型の奨学金制度を無利子で貸与し運営しておりますが、平成 28 年度からは貸付対象者の成績要件を廃止し、さらに入学一時金を新設するなどより多くの方に利用いただけるよう制度の拡充を図っております。

また、従来の市奨学金制度に加え、経済的に困窮している方に対し返還時の負担を軽減するため、卒業後の本市への居住を条件に奨学金の返還を免除する「はなまき夢応援奨学金制度」を創設しております。対象者は、世帯の所得額等一定の条件がありますが、月額 2 万円を貸与するもので、貸与終了後、市内に居住している期間は返還免除となります。また、返還補助制度としまして、「ふるさと保育士確保事業補助金」「ふるさと奨学生定着事業補助金」を創設しており、どちらも、返還月額の半額が補助されるもので、「ふるさと保育士確保事業補助金」は、市内の認可保育園（公立以外）に勤務している人が対象であり、「ふるさと奨学生定着事業補助金」は市内の大学を卒業し市内に居住している人を対象としております。

なお「給付型奨学金」を創設するためには、市の財政的な負担が大きく困難であると認識しております。国に対して給付型の奨学金制度の創設を働き掛けており今後も継続して行ってまいります。

担当部長：教育部長 布臺一郎
担 当：学務管理課長 熊谷直樹（内線 9-30-331）

- (2) 学校配分予算について、運営に十分な予算措置を行うこと。

また、学校徴収金について、学校配分予算が少ないことにより、受益者負担分との曖昧な部分を保護者負担にさせることのないよう、機会均等や水準確保の観点からも、各学校で差がないようにガイドライン等を示し、必要に応じて十分な予算措置を行うこと。

各学校の予算配分については、全学校共通の要望項目に関しましては校長会を通じて、

また、各学校独自の要望項目につきましては校長より次年度の予算要望をいただいております、これらを集約しながら内容を精査し予算を作成しおおむね不足なく各学校に配当しているところです。

また、学校への予算配当については、各学校の事業計画を精査しつつ、必要な予算について確保するよう努めてまいります。

担当部長:教育部長 布臺一郎

担当:学務管理課長 熊谷直樹(内線 9-30-331)

担当:学校教育課長 中村哲(内線 9-30-360)

- (3) 教職員の長時間労働をはじめとする働き方が社会問題になっており、労働時間の適正な把握のためにも、小・中学校教職員の勤務管理をタイムカード等を用いて働き方に対する意識改革を図るよう予算措置を行ない、長時間労働を是正し教育の質的向上を図ること。

教職員の多忙化解消にむけた取り組みにつきまして、平成 27 年度から多忙化にかかる原因と、解決に向けた取り組みについて検討を行う場として、学校長及び衛生推進者である副校長、職員団体の代表、教育委員会による、「花巻市教育委員会教職員多忙化解消対策会議」を設置して推進を図っております。また、平成 28 年度より労働時間の適正な把握のために、小・中学校教職員自らが申告した勤務時間状況記録簿を学校長がとりまとめ四半期ごとに教育委員会へ報告し、教育委員会ではその集計を行い市内小中学校の時間外勤務の状況を確認しております。

長時間労働に関する意識改革の一環として、今年度より 80 時間、100 時間を超えて時間外勤務を行っている教職員の勤務状況や健康状態の様子を学校長が毎月教育委員会に報告することとしていますが、その際、負荷が大きい職員の分掌の見直しを行ったり、持病がある職員に対しては通院を促すなど、適正な労働環境をめざし時間外勤務の削減に向けた取り組みを行っているところです。

担当部長:教育部長 布臺一郎

担当:学務管理課長 熊谷直樹(内線 9-30-331)

- (4) いじめや貧困、虐待の問題に的確に対応するため養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを増員すること。

いじめについては、平成 26 年 12 月に「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」を定めるとともに、いじめ防止等の対策を実効的に行うために「花巻市いじめ問題対策連絡協議会」を常時設置しているほか、平成 29 年度に「花巻市いじめ問題対応マニュアル」を策定し、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応についての対応方針や手順を示しました。

学校では、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、マニュアルを活用していじめについての共通理解を図り、未然防止に努めるとともに、学校としてもいじめ防止基本方針を定め、早期発見、早期解決を図る体制をつくり、学校全体として児童生徒一人一人の状況の把握に努めています。

教育委員会では、毎月、学校からいじめの認知について報告を受け、内容を確認するとともに、支援体制として、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、生徒支援員を配置して児童生徒からの相談や学校の支援にあたっています。また、相談員や支援員が集まり、虐待など心配な家庭の事案も含めて、月 1 回ケース会議を開いて情報の共有や問題解決に向けて協議を行っています。

小中学校では、スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実が図られていることから、増員は検討していませんが、今後も関係機関と連携を図りながら、児童生徒の実態把握に努め、必要な手立てを講じるよう学校を支援してまいります。

- (5) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に添い、小さいうちから読書に対する興味を待たせられるよう「読書おもいで帳システム」を市内学校図書施設すべてに導入するよう環境整備をはかること。

「読書おもいで帳システム」については、市立図書館に設置されているほか、(株)新興製作所様のご厚意により、平成30年6月に市立若葉小学校に1台設置していただき、7月から使用を開始しております。市立図書館との相互利用が可能ということもあり、若葉小学校では「読書おもいで帳」を利用して読書に親しむ児童が増え、深く感謝をしているところであります。

現在、購入を検討している小学校があるとお聞きしておりますが、安価な機器ではなく、システムの導入には蔵書のデータベース化が必要となるため、直ちに市内すべての学校図書室に導入するのは困難ではありますが、教育委員会としましても、1校でも多く「読書おもいで帳システム」を導入できるよう、読書環境の整備について検討してまいります。

担当部長: 教育部長 布臺一郎

担当: 学校教育課長 中村哲(内線 9-30-360)

- (6) 老朽化が著しい教育施設の耐震化を着実に進め、安心、快適に過ごすためにトイレの改修、エアコンの導入、バリアフリーの整備を行うこと。

耐震化については、市内全小中学校の校舎と屋内運動場の構造部材の耐震化は既に完了し、耐震性能は確保されております。現在は、小中学校の屋内運動場の非構造部材の耐震化を図っており、今年度は6校で実施しました。来年度以降も引き続き実施してまいります。

トイレの改修については、市内全小中学校の校舎のトイレで、和式便器から洋式便器に取り替えを完了しております。今後もニーズに応じたトイレ環境の改善を図ってまいります。

エアコンの導入については、国の補助金を活用し、平成31年度において市内全小中学校の普通教室に設置したいと考えております。

バリアフリーの整備については、これまでも必要な都度、実施しておりますが、今後とも整備が必要となった際には、速やかに対応してまいります。

担当部長: 教育部長 布臺一郎

担当: 教育企画課長 岩間裕子(内線 9-30-321)

4. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 震災復興にかかる補助金や諸制度のうち、今後とも必要とされるものについて、延長を関係機関に働きかけること。

東日本大震災により住居が全壊するなどして住家がない被災された世帯の方々については、災害救助法第4条に基づく応急仮設住宅として岩手県が借上げた物件を供与しているところであります。その期間については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により2年を超えて存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁が認めるときは、更に1年を超えない範囲内毎に存続期間を延長できるとありますが、被災地の復旧・復興の進み具合や、災害公営住宅等の恒久住宅の整備にもなお時間を要する状況でもあることから、応急仮設住宅の再契約・再延長は被災者にとって重大な問題となっております。当市においても被災者のための災害公営住宅を平成31年3月までに整備する予定ですが、現在、当市内において、応急仮設住宅として雇用促進住宅及び民間賃貸住宅等に入居している避難世帯の割合は、被災者世帯の20%、そのうち65歳以上の高齢者世帯は

34%であり、年金生活者や就業していない者が多いことなど経済的な理由から、被災者の住宅環境が十分整備されるまで、応急仮設住宅について入居期間の延長措置を講じるよう、県を通じて国へ要望しております。

また、東日本大震災における国民健康保険一部負担金の免除は、被災者の生活再建に資するものでありますが、国の財政措置は平成 29 年度までとなっているとともに内容も一部補てんに止まっており、被災自治体に負担を強いている状況にあります。

よって、被災者の医療費負担の軽減など被災者の不安を解消し、安定的な生活の確保を図るため、国民健康保険一部負担金免除の延長措置と、国の責任において全額在世支援措置を実施するよう要望するとともに、介護保険サービス利用者負担につきましても、平成 24 年 10 月以降、岩手県の一部補助により、平成 29 年 12 月まで免除しているところですが、国による介護保険サービス利用者負担金の免除措置を講じられるよう、国の関係機関へ要請していただきますよう県へ要望しております。

- (2) 地震や豪雨による被害が全国的に多発しているので、防災対策を一層拡充し、住民に周知すること。

近年、自然災害が多発するなかで、ハード対策のみによる防災対策の限界が認識され、想定を超える災害に対応するための危機管理の重要性が言われるようになりました。市では、災害情報伝達体制や避難行動要支援者支援の推進などソフト対策を積極的に進めております。ハザードマップはその中の重要施策として位置づけられ、今年度においても新たに浸水想定区域や土砂災害危険区域として指定された全世帯にハザードマップを配布し周知の徹底を図っています。

市が避難勧告等を発令する場合の地域住民への情報伝達手段として市では、土砂災害警戒区域や土砂災害危険個所に居住する世帯及び防災活動組織や要配慮者利用施設等に防災ラジオを配布しております。市が避難勧告等を発令した場合には、防災ラジオは自動的に電源が入ったり、受信している周波数が切り替わり避難の発令を知ることができます。また希望者には防災ラジオの配布（有償）を行っております。そのほか、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、えふえむ花巻、自主防災組織、エリアメール（緊急速報メール）による伝達のほか、広報車による巡回広報を実施いたします。

担当部長：総合政策部長 市村律

担 当：防災危機管理課長 阿部勇悦（内線 474）

- (3) 大阪府北部地震によるブロック塀倒壊で犠牲者が出たことから、学校、児童福祉施設、観光施設等や民間施設での危険個所を把握し、必要な補修・撤去を行うこと。

（公共施設）

大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を受け、市の公共施設のブロック塀調査を実施し、18 か所について現行基準不適合が確認され補修、撤去等を進めております。そのうち 15 か所については概ね 12 月までに完了し、残る 3 か所についても今年度内で完了予定です。

担当部長：財務部長 八重樫和彦

担 当：契約管財課長 小原有二（内線 430）

（民間施設）

花巻市では、心痛ましい事故があった後、国土交通省からの通達を受け、市の広報誌や HP において、一般市民の方が所有するブロック塀の点検の仕方や現法の基準についてお知らせをいたしました。また、点検についての相談があった場合は、岩手県と連携し、建築士会花巻支部の協力をいただきながら、点検に訪問するなどの対応をいたしました。その結果、危険と判断した箇所については、所有者の方に注意喚起を行ったところ です。

平成 31 年度には、国の施策で、民間施設でもブロック塀除却に対する支援を行うと伺っており、花巻市としても、国の動向を見ながら危険なブロック塀の除却費補助について検討していくものとしております。

担当部長：建設部長 赤平勝也

担 当：建築住宅課長 鎌田基功（内線 541）

（学校）

市内全小中学校では学校敷地内にブロック塀はありませんが、今後も学校施設の安全点検等を実施して危険箇所の把握に努め、その点検の結果、補修等が必要になった際には、速やかに対応してまいります。

担当部長：教育部長 布臺一郎

担 当：教育企画課長 岩間裕子（内線 9-30-321）

- (4) 災害(断水)時衛生的に使用できる簡易トイレ(ラップポン)を、市内各指定避難所に配備拡充すること。

当市では、平成 28 年度に災害用物資備蓄計画を作成し、計画的に備蓄品の購入を進めております。

現在、市は備蓄計画に基づいてラップポン 10 台を含む災害用トイレ 50 台、携帯トイレ 2,500 個を備蓄しております。このほか指定避難所における地震や洪水などの様々な種類の災害に対応するために、車いす対応やオストメイトトイレの需要を想定し、独立型トイレの購入を予定しております。

今後も企業の製品情報を比較しながら、備蓄品の購入の検討をしてまいります。

担当部長：総合政策部長 市村律

担 当：防災危機管理課長 阿部勇悦（内線 474）

- (5) 桜台交差点(花巻市桜台1丁目15付近)で東西に延びる道路が片側1車線のため、右折車が多く渋滞するので、右折レーンの整備等を関係機関に要請すること。

桜台交差点で東西に延びる四日町・山居線は車道幅員が 7.0 メートルの片側 1 車線で、車道の両側に 2.5 メートルの歩道が設置されております。現在の車道部に新たに右折レーンを設置しようとする、車道部の幅員が 9.25 メートル必要でありますので、現在の車道幅員ではすぐに設置することができません。この道路に新たに右折レーンを設置するためには、道路拡幅用地の取得、歩道の移設及び、車道の拡幅が必要であり、多額の費用が見込まれます。

市では、国からの交付金であります社会資本整備総合交付金と防災安全交付金を活用しながら道路整備を進めており、本要望路線のような拡幅改良を行う場合は、社会資本整備総合交付金を活用することとなります。防災安全交付金の種類の中には、橋梁等の老朽化対策や小学校通学路の歩道整備のように国の重点配分対象になるものと、歩道の段差解消や、防雪柵設置・側溝整備など通常の配分の対象になるものとがあります。社会資本整備総合交付金と、防災安全交付金のうち通常の配分対象となる事業に対する国全体としての予算額は減額される傾向になっており、当市に対しても多額の配分が期待しにくいものであります。社会資本整備総合交付金で整備すべき道路整備事業については、現在事業中の箇所や要望を受けている箇所など優先すべき事業が数多く残っている状況であり、新規事業化は認められにくくなっている状況であります。こうしたことから、本要望路線の拡幅改良は、ただちに事業の実施が困難な状況でありますのでご理解頂きたいと思っております。

- (6) 国道4号線花巻東バイパス南城交差点(ローソン花巻東バイパス店そば)が時間帯によって北上工業団地の南へ向う車が多く、北上方面から4号線への右折が難しいため右折信号の整備等を関係機関に要請すること。

本交差点の右折信号の整備予定について花巻警察署に確認したところ、今年度末までに矢印信号を設置するとの回答がありました。

- (7) 花巻東バイパス南城交差点から桜町交差点までの道幅が狭いうえに、通学路となっていることから、道幅を広く改良することにより児童の安全を確保し、北上市北工業団地へのアクセスも改善、また国道4号線を補完し渋滞緩和及び地域活性化に繋がることから関係機関に要請すること。

花巻東バイパス南城交差点から桜町交差点までの市道上町成田線につきましては、歩行者の安全確保のため、桜町二丁目バス停交差点から南へ賢治詩碑入口交差点を経て南城小学校方面へ歩道整備を進め、南城小学校北側のカーブ部分の既設歩道へ接続したところまで歩道整備が完了しております。このカーブから南城小学校南側の拡幅済みのところまで、約500メートルの区間の歩道幅員は1.3メートルから1.7メートルと狭いことから、歩道の拡幅を計画しているところです。現在、この歩道が狭くなっている約500メートルの区間について、南側から歩道拡幅のための調査を行っているところであり、今後も順次歩道整備を進めてまいります。

担当部長：建設部長 赤平勝也

担 当：道路課長 澤田利徳（内線 571）

5. ハラスメント対策等について

- (1) 自治体職場はもとよりあらゆる職場でパワハラ、セクハラ等のハラスメントの防止、性的指向・性自認(SOGI)に関する偏見に基づく言動の払拭のための対策を強化すること。

市においては、ハラスメントの未然防止及び排除を行うため、「花巻市職員等のハラスメント防止等に関する規程」を設け、セクハラやLGBT、DV等に関する職員研修を行いながら職場内の意識啓発に努めているほか、相談や内部通報ができる体制を整えております。

担当部長：総合政策部長 市村律

担 当：人事課長 佐々木正晴（内線 423）

第2次花巻市男女共同参画基本計画の基本目標の1つである男女共同参画の理解の促進において、性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を施策の展開として掲げており、市職員研修や市民対象のセミナーの実施により、性的指向や性自認(SOGI)等に関する理解が深まるよう取り組んでおります。また、市ホームページにおいても性的少数者に関する特集記事を掲載し、差別や偏見の解消に向けた啓発を行っております。今後も引き続き、性的指向・性自認(SOGI)等に関する偏見に基づく言動の払拭のための対策に努めてまいります。

担当部長：地域振興部長 久保田留美子

担 当：地域づくり課長 中村光一（内線 452）

職場でパワハラ、セクハラ等のハラスメントの防止、性的指向・性自認(SOGI)に関する偏見に基づく言動の払拭し、より働きやすい職場環境とするため、機会を通じ市内事業所等への周知に努めてまいります。

担当部長：商工観光部長 松田英基

担 当：商工労政課長 古川昌（内線 285）

- (2) 相談対応にあたる自治体職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等に、セクハラやDV、児童虐待、LGBTや性的指向・性自認(SOGI)に関する理解を深めるための研修や最新の情報提供を行うこと。

相談対応においては、DVやLGBTなどに関する正しい知識が必要であり、また、秘密の保持や各種関係機関との連携等も重要であることから、「DVに関する職員研修」を毎年実施しているほか、「LGBTに関する職員研修」についても昨年度から取り組んでおります。今後も、LGBT等に関する理解が深まるよう、職員研修や最新の情報提供を行ってまいります。

担当部長：地域振興部長 久保田留美子

担 当：地域づくり課長 中村光一（内線 452）

市では今年度、LGBTをテーマに人権講演会を開催する予定（平成 30 年 12 月 8 日（土） 於 なはんプラザ）であります。これは、人権啓発に関する事業に関し、法務省から委託を受けた岩手県からの再委託事業として本市と北上市が隔年で受託し、花巻地域人権啓発ネットワーク協議会との共催により事業を行うものです。

ハラスメントやLGBTなど人権にかかわる問題につきましては、人権擁護委員と連携しながら機会を捉えて啓発活動を行ってまいります。

担当部長：市民生活部長 細川祥

担 当：市民生活総合相談センター所長 伊藤理恵（内線 458）

花巻市民生委員・児童委員協議会では、年に一度の全体研修のほか高齢福祉部会、障がい福祉部会など4つの部会に分かれた研修をそれぞれ行っており、社会情勢や福祉における最新の動向及び地域の課題をとらえた題材を研修テーマとしているところでもあります。

本年 11 月 12 日に開催した全体研修では、LGBTをテーマにした研修を実施し、性的指向・性同一性の多様性を受け入れる重要性について見識を深めたところであり、今後も民生委員活動に資する研修の開催や情報の提供など支援に努めてまいります。

担当部長：健康福祉部長 熊谷嘉哉

担 当：地域福祉課長 瀬川文彦（内線 509）

小中学校では、児童生徒の生命や安全を守るために、児童虐待については迅速で的確な対応が求められることから、福祉事務所と連携して「花巻市・教育委員会 虐待対応フロー」を作成し、学校において虐待の疑いが認められる場合は速やかに福祉事務所への相談、通告を徹底しているところでもあります。

また、実際に学校で事案が発生した場合に適切な対応ができるよう、副校長を対象とした演習形式の研修を行い、職員間の共通認識が図られるよう周知しております。

DV、LGBTや性的指向・性自認（SOGI）については、関係機関の実施する研修等を学校にも情報提供しながら、教職員や教育相談員の理解を深められるよう努めてまいります。

担当部長：教育部長 布臺一郎

担 当：学校教育課長 中村哲（内線 9-30-360）

6. 市政との連携について

- (1) 市政に関して当地域協議会と定期的な協議の場を設定すること。

貴協議会から市政に関する貴重なご意見をいただける場として、必要に応じて今後も貴協議会との協議の場を設けてまいります。

担当部長：地域振興部長 久保田留美子

担 当：地域づくり課長 中村光一（内線 452）